内閣府 Cabinet Office, Government of Japan
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ベンチャー企業 中小・中堅企業 の

さらなる成長を目指す労務・人事セミナー【特別版】

後援
愛知労働局
愛知県
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県中小企業団体中央会

日時 平成28年 **9月30日(金)** 13:30~16:30（開場 13:15）

会場 ウインクあいち 11階1103会議室
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

定員 80名
※当セミナーは労働者の方も参加できます。

参加無料

外国人人材の労務管理について専門家が解説します!!

なかなか人が集まらないな。外国人を雇ったら解決できるのかな。

外国人を雇用するには、とても複雑で特別な手続きが必要なのでは?

文化が違うから、なにを気をつけたらいいのだろう?

外国人をどうやって募集したらいいのだろう?

外国人を雇用する場合の留意点は?

上記のような疑問をお持ちの企業・個人の方に、当セミナーにご参加を頂きたいと考えております

開催プログラム

	13:30~13:40	愛知県雇用労働相談センターのご紹介
		外国人人材の労務管理 ～知っておきたい制度と労務管理の実務～
Part.1	13:40~14:40	外国人雇用の法的な注意点 <法制度・雇用指針編>
Part.2	14:50~15:50	外国人労働者活用のポイント <実務・雇用指針編>
	15:50~16:30	個別相談会

雇用や労働関係について、お悩み・ご相談がある方は、無料で講師に個別相談する事が可能です。また当日のテーマ以外についても労務人事の専門家（社労士）へ労務・人事に関する個別相談が可能です。

※ご希望の時間について事前予約を頂ければスムーズにご案内できます。

愛知県雇用労働相談センター

セミナーへのお申し込みは電話・FAX・メールにて承ります。

0120-544-610 ☎ 052-563-5261 FAX 052-563-5262 ✉ info@aichi-elcc.jp

セミナー内容の紹介

外国人人材の労務管理
～知っておきたい制度と労務管理の実務～

人材不足の解消には、外国人人材の雇用は欠かせません。
外国人を雇用する場合、日本人と異なって、なにか特別な手続きが必要になるのでしょうか。現行法での制度で、どのような点に注意すべきか、わかりやすく解説します。
また、実際に外国人を雇用するとして、期待した人材を確保し、効果的な雇用とするにはなにを注意したら良いのでしょうか。具体的な事例に即して、わかりやすく解説します。

項 目

Part.1 法制度・雇用指針編

- 日本人と適用する法律は違うのか
- 在留資格と就労の関係
- 採用手続の注意点
- 社会保険はどうすべきか

Part.2 実務・雇用指針編

- なぜ外国人を雇用するのか
- 言語・労働慣行の違い
- 問題となった事例
- どのような人材が期待できるか

【講師】

弁護士
大嶽 達哉

・愛知県雇用労働相談センター 弁護士
・大嶽法律事務所

【略歴】

主要な経験
ブラジル・サンパウロ国外就労者情報支援センター（CIATE）専務理事
厚生労働省日系人就労環境改善事業（平成24年度～26年度）

得意分野
労働問題全般（外国人労働者、非正規労働者その他）、
海外展開支援、企業法務、情報技術関連

セミナー実績
「海外進出企業の労務」
「外国人雇用の注意点」
「日本の労働法制と就労慣行」（外国人向け）
「日常業務における情報リテラシー」

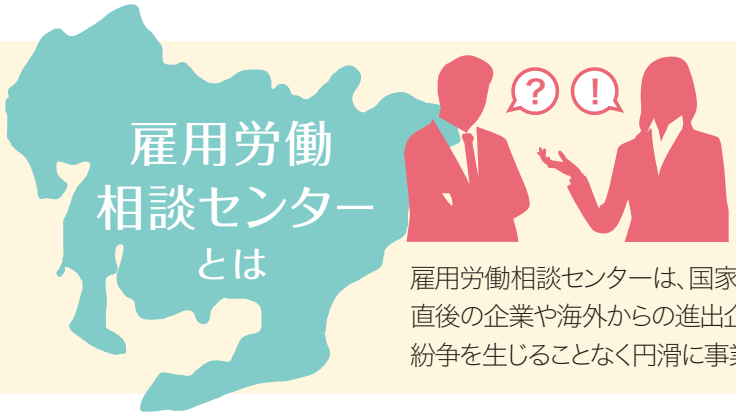

**働き方に関する不安や疑問を
専門スタッフに相談できる場所です。**

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、各種相談サービスを提供します。

FAXでのお申し込みはこちら　FAX.052-563-5262

貴社名		役　職	
参加者様 ご氏名	参加者（　　）名	E-mail	
ご住所 （所在地）		ＴＥＬ	

※ご記入いただきました情報はセミナーのご案内以外には使用いたしません。

お問合せ先 愛知県雇用労働相談センター
0120-544-610　☎ 052-563-5261　FAX 052-563-5262　✉ info@aichi-elcc.jp